相続等で検針日に名義変更される方へ

【対象者】

- 相続で名義変更を行う方
- 生計を一にする者同士で名義変更を行う方
  （例）契約者を親から子に変更する　など

【名義が変更される時期】

手続きをした日よりあとの検針期間の検針から名義を変更します。

（例）手続き日が４月１日から５月３１日までの場合、６月の検針から名義を変更します。

※　ただし、奇数月末頃に手続きをした場合、データ処理の関係で８月の検針から名義変更となる場合があります。

【検針票に表示される日付について】

新使用者（契約者）名義で最初に実施する検針では、システムの都合上、検針票の**前回検針日が正しく表示されません**。料金算定等に影響はありませんのでご承知おきお願いします。

（例）旧使用者（契約者）の最後の検針が４月５日で、新使用者（契約者）の最初の検針が６月５日の場合

［検針票に表示される前回検針日］５月５日

［正しい前回検針日］４月５日（検針票には表示されません）

【口座振替について】

名義変更をした場合、**旧使用者の契約時に登録した口座の情報は新使用者の契約に引き継がれません**。口座振替を希望する場合は、金融機関窓口で口座振替依頼書を提出してください。

※依頼書は上下水道課窓口または瑞浪市内金融機関の窓口にあります。

［引き落とし可能な金融機関］

十六銀行、東濃信用金庫、大垣共立銀行

陶都信用農業協同組合（ＪＡとうと）、ゆうちょ銀行

［持ち物］

①銀行届出印

②通帳など口座情報がわかるもの

③検針票など水道番号（通知書番号）がわかるもの